

香取市歷史的風致維持向上計畫

概要版



香取市歴史的風致維持向上計画 概要版 目次

序章	はじめに	1
	1. 計画策定の背景と目的	
	2. 計画期間	
第1章	香取市の歴史的風致形成の背景	2
	1. 自然的環境	
	2. 社会的環境	
	3. 歴史的環境	
	4. 文化財等の分布状況	
第2章	香取市の維持向上すべき歴史的風致	6
	1. 香取市における歴史的風致の全体像	
	2-1. 佐原の町並みと山車行事に見る歴史的風致	
	2-2. 伊能忠敬（ちゅうけいさん）に見る歴史的風致	
	2-3. 小見川の町並みと祇園祭に見る歴史的風致	
	2-4. 香取神宮信仰と式年神幸祭に見る歴史的風致	
	2-5. 側高神社のひげなで祭に見る歴史的風致	
	2-6. 山倉大神の鮭祭りに見る歴史的風致	
	2-7. 十二座神楽に見る歴史的風致	
	2-8. 獅子神楽・獅子舞に見る歴史的風致	
第3章	歴史的風致の維持及び向上に関する方針	15
	1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	
	2. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	
第4章	重点区域の位置及び区域	17
	1. 重点区域の位置及び区域	
第5章	文化財の保存又は活用に関する事項	18
	1. 香取市全体に関する事項	
	2. 重点区域に関する事項	
第6章	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	20
	1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針	
	2. 歴史的風致維持向上に資する事業	
第7章	歴史的風致形成建造物の指定に関する事項	23
	1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針	
	2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針	
	3. 歴史的風致形成建造物候補一覧	

序章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

香取市は、平成18年（2006）3月27日に旧佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の1市3町が合併して誕生した。

香取市の北部、千葉県と茨城県にまたがる地域は、原始・古代から「香取の海」などと呼ばれる大きな内海が存在していた。香取と鹿島の両神宮は、当時の内海の玄関口となる位置に鎮座し、船の往来を見守ってきた。江戸幕府による利根川の東遷事業により、河口が東京湾から銚子へと変わると、利根川下流の港が周辺地域の物資の集散地として栄え、醸造業などの産業も発展した。当時の佐原村は「お江戸みたけりゃ佐原へござれ／佐原本町江戸まさり」と称され、現在の香取市佐原伝統的建造物群保存地区や佐原の山車行事として往時の賑わいを今に伝えている。一方、市内南部には台地や谷津地帯に多くの農村集落が形成された。南西部の台地上には幕府が直轄した、軍馬などを産出した馬牧の一つである油田牧が広がっていた。

現在は、豊富な歴史遺産を活用した観光で毎年年間600万人以上が訪れるほか、農産物生産額は県内2位で、全国でも14位（平成28年度）に位置づけられる農業が盛んな地域で、低地と台地で構成される地形を生かした農業生産が行われている。

合併後10年以上が経過し、その間に東日本大震災により多くの建物や土地などが被害を受け、市を取り巻く環境が大きく変化している。その時代の流れの中で、祭礼行事の担い手不足、歴史的建造物や歴史的景観の維持・管理に関する問題などに直面し、文化財を次世代に伝えていくための保存と活用の重要性が増している。平成30年（2018）3月に策定された第二次香取市総合計画では、まちづくりの将来都市像に「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取」を掲げている。その実現に向け、香取市に残る歴史的建造物と人々の活動が一体となった歴史的風致を中心に、歴史的風致維持向上計画を策定し、歴史的風致の維持及び向上に必要な取り組みを推進するものである。

2. 計画期間

平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）の10ヵ年とする。

第1章 香取市の歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

香取市は、千葉県北東部に位置しており、東京都心から直線距離で約70km、成田国際空港から約20kmの距離にある。市域は東西約21.2km、南北約22.7kmにわたり、面積は、262.35km²と県内第4位の規模を有している。北部には利根川が西から東へ貫流しており、河口から約40kmに位置する。

市内の地形は低地と台地に二分され、地形を生かした農業生産が盛んである。

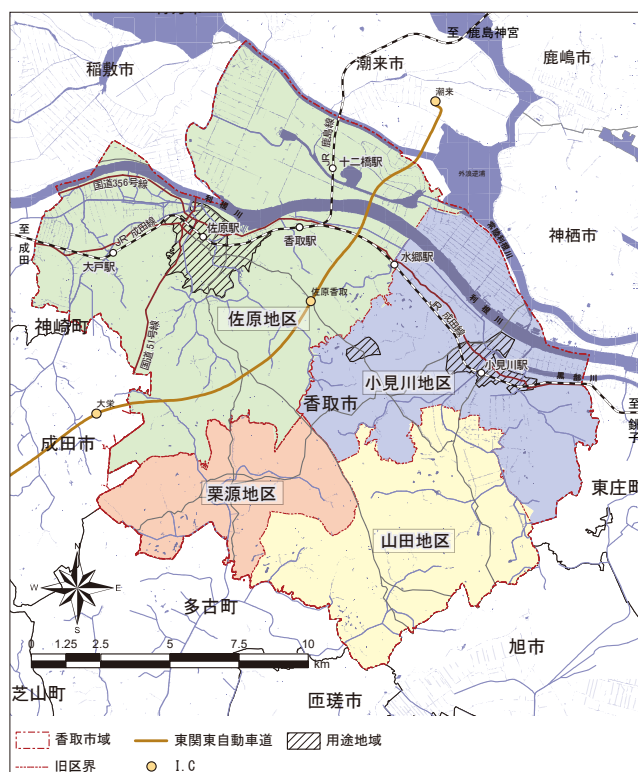
2. 社会的環境

香取市は、平成18年(2006)3月に佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の1市3町が合併し、現在に至っている。人口は76,905人(平成31年1月1日現在)である。土地利用の31%を占める水田での米の生産量は、合併後県内首位を維持している。畑地も15%を占め、香取市の農産物生産額(平成28年)は県内2位で、全国でも14位に位置づけられる農業が盛んな地域である。

観光客は年間600万人以上が訪れ、香取神宮や国選定の伝統的建造物群である小野川沿いの町並み、道の駅さわら等に日常的に観光客が訪れる。ほかにも、道の駅くりもと、農産物直売所(風土村)、観光果樹園、ふるさと農園が開設され、都市住民との交流拠点が整備されつつある。また、季節行事では夏と秋に開催される「佐原の山車行事」や香取神宮の初詣のほか、水郷佐原あやめ祭り・はす祭り、水郷おみがわ花火大会などに多くの人が集まる。近年は海外からの観光客の数が増加し続けている。



香取市位置図



香取市の概要図

源頼朝が東国に流された際に伊豆での蜂起に失敗し、安房や上総で苦境に陥っていた際に支援したのが千葉介平常胤で、鎌倉幕府設立に携わる有力な御家人であった。千葉常胤には武勇に優れた六人の男子がおり、それぞれに領地を与えたことから千葉六党と呼ばれた。そのうち五男胤通（国分氏）と六男胤頼（東氏）の二氏が香取市域に領地を持っていた。

（４）近世

江戸幕府の成立により、香取市域においても大きな影響を受けた。直接的なものでは小見川藩の成立、佐倉油田牧の設置などが挙げられる。間接的には、利根川の東遷により舟運の航路が変わったことで佐原や小見川が発展した。政治体制が安定したことで神楽などの祭祀が各集落で発展し、その最たるものとして佐原の大祭があげられる。その一方で、栗源地区や隣接する多古町の日蓮宗寺院は、幕府による不受不施派の宗教弾圧を受けた。

特に佐原は河岸場として栄え、台地から利根川に流れ込む小野川の兩岸と、これと交差する香取街道を中心に、遅くとも元禄期（1688～1704）には町並みが形成されていた。文化的・経済的に力を蓄えた結果、伊能忠敬をはじめとする文化人の輩出、佐原の山車行事の成立に繋がった。



改修を経ながら今に伝わる町並み（左は昭和初期、右は平成29年）

（５）近・現代

明治4年（1871）政府は藩制を廃し、全国的に府県をおく廃藩置県の令を発した。それまで藩政に基づいて置かれていた多くの小県も整理され、本市地域は新治県となった。新治県は現在の茨城県南部と千葉県東部にあたり、水郷・霞ヶ浦周辺・筑波山麓を範囲とした県で、県庁所在地は土浦にあった。その後、明治8年（1875）の統合により、新治県は廃され、ほぼ利根川を境に分割され、利根川以南の多くは千葉県に編入された。

近代化や西洋化が進み工業・商業はめざましい発展と遂げ、開拓や観光業が盛んとなったこの時代、蒸気船や鉄道が運行し「水郷の舟遊び、銚子の磯遊び」と称され、多くの観光客が訪れた。

現代では江戸時代から伝わる佐原の町並みや香取神宮、佐原の大祭を中心に観光客が訪れる観光地となっている。農業も地形を生かして米・野菜・畜産とバランスのとれた生産を行っており、観光農園なども増加傾向にある。

4. 文化財等の分布状況

種類		国		県指定	市指定	合計
		指定・選定	登録			
有形文化財	建造物	1	3	12	17	33
	絵画				10	10
	彫刻	1		5	9	15
	工芸品	4		7	4	15
	書籍・典籍				2	2
	古文書	1		2	9	12
	考古資料			7	11	18
	歴史資料	1		1	10	12
無形文化財				1		1
民俗文化財	有形の民俗文化財			2	4	6
	無形の民俗文化財	1		2	14	17
記念物	遺跡	3		6	29	38
	名勝地				1	1
	動物、植物、地質鉱物	1		1	4	6
伝統的建造物群		1				1
計		14	3	46	124	187

香取市には平成31年2月1日現在で、指定文化財などが187件所在する。その内訳は国指定文化財が13件（うち国宝2件）、国選定の重要伝統的建造物群保存地区が1件、県指定文化財が46件、市指定文化財が124件、国の登録有形文化財が3件となっている。国指定等文化財の件数は県内では市川市に次いで二番目、県指定文化財の件数は一番目、市指定文化財の件数は四番目と、千葉県内でも質・量ともに文化財に恵まれた市である。

分布の傾向としては、香取神宮周辺、香取市佐原伝統的建造物群保存地区周辺に集中する傾向があるが、概ね市内全域に広く分布する。各地区がそれぞれ特色を持っており、それが結果的に文化財の件数の増加につながっている。

第2章 香取市の維持向上すべき歴史的風致

1. 香取市における歴史的風致の全体像

歴史的風致とは、「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地環境」と、「歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動」という二つの要素が一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことである。このため、単に歴史的な建造物が存在するだけではなく、その周辺で地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開されていなければならない。

香取市には、多くの歴史的建造物が所在し、祭礼行事や神楽^{かぐら}などの歴史と伝統を反映した活動も広く行われ、その中には文化財の指定を受けたものも少なくない。このような建造物、活動の中から、香取市として維持及び向上すべき次のような8つの歴史的風致を取り上げたい。



香取市の歴史的風致地区

2-1. 佐原の町並みと山車行事に見る歴史的風致

(1) 佐原の町並み

佐原は、市街地を南北に流れる小野川と、東西に走る通称香取街道（主要地方道佐原・山田線）が交差し、その周辺を中心に町並みが形成されてきた。交差する地点には忠敬橋ちゆうけいばしが架かる。小野川は総延長 5.8 km の一級河川で、市街地域では幅 10 メートル前後である。

佐原は元々香取神宮社領の社領として本宿が発展し、その後に新宿が開かれた。

小野川を境にして、東側を本宿、西側を新宿と総称し、それぞれ十数町の町内に分かれている。江戸時代には船が町の奥深く入れるほどの水深があり、利根川舟運しゅううんによる町の発達に重要な役割を果たした。これにより江戸時代には佐原河岸ともよばれ、下利根随一の商業都市として発展した。江戸時代から利根川沿いの河岸場であり、商業の町として繁栄した佐原には、現在も江戸時代からの老舗商家の建物が残り、営業を続けている。

佐原の酒造りは、江戸時代の中頃には「関東の灘なだ」の異名をとるほど盛んであった。その要因は、江戸時代前期の新田開発により成立した広大な水田と、水郷地帯と呼ばれるほど豊富な水に恵まれていたこと、一大消費地である江戸との物資の往来が盛んとなったことなどが考えられている。

昭和 40 年代後半から、町並み保存について官民協働で検討が始められ、平成 8 年（1996）に関東地方で初めて重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

(2) 佐原の山車行事

佐原の山車行事は、重要伝統的建造物群保存地区に選定された歴史的町並みを残す佐原の市街地を中心に、本宿・八坂神社の祇園祭、新宿・諏訪神社の諏訪祭



小野川沿いの風景



伝統的建造物が立ち並ぶ町並み



本宿 祇園祭

で、広く氏子町内全域で付け祭りとして行われてきた祭礼行事である。本宿は10町内、新宿15町内の山車持ち町内により、組織だって運営され、曳き廻される。山車は、山車持ち町内のみならず、広く氏子町内で曳き廻されているが、特に地区の中央を流れる小野川沿いと交差する香取街道で、店舗や土蔵などの歴史的建造物が建ち並ぶ町並みを背景に、佐原囃子の調べにのり、山車が曳き廻される様は、独特の歴史的風致を形成している。



新宿 諏訪祭

2-2. 伊能忠敬（ちゅうけいさん）に見る歴史的風致

香取市を代表する人物であり、日本で初めて実測による日本地図を作製した伊能忠敬は小野川沿いの旧家である伊能三郎右衛門家の出身である。その旧宅は国指定の史跡であり、また、その関係資料2,345点は国宝に指定され、伊能忠敬記念館で収蔵、展示されている。

明治期以降にその顕彰が行われるようになり、地元佐原では大正8年（1919）に佐原公園に伊能忠敬銅像が建立された。現在でも、地域住民の尊敬を集める人物で、親しみをこめて「ちゅうけいさん」「ちゅうけい先生」などとも呼ばれている。

佐原の町並みの中央部にかかる橋を「忠敬ちゅうけい橋」と名付け、地元の佐原小学校で「忠敬祭」が実施され、伊能忠敬像周辺の清掃なども行われてきた。墓のある牧野の観福寺では、毎年伊能忠敬の墓前祭も行われている。また、大正6年の没後100年記念法要以後、記念事業が10年ごとに行われるなど、節目節目で今なお伊能忠敬を顕彰する活動が継続している。



伊能忠敬 肖像画



忠敬橋に設置された象限儀のモニュメント

2-3. 小見川の町並みと祇園祭に見る歴史的風致

小見川は、江戸時代には黒部川の河口を中心に、利根川舟運の一拠点である小見川河岸として発達してきたことが、町の発展の主要因となった。近年は黒部川での船の往来は少なくなっているが、その名残であるダシが各所に残されている。江戸時代に内田氏の陣屋が設けられたことも町の成り立ちに影響を与えていて、陣屋があった黒部川東岸よりも、西岸を中心に商家が立ち並び、また東西に走る銚子街道も直行せずに、鉤^{かぎ}の手になっている。このことにより、黒部川兩岸の通りや、黒部川の東側に並行して走る通称「本町通り」^{ほんまち}と、銚子街道の一部である「新町通り」^{しんまち}を中心に町並みが形成されてきた。舟運の衰退により回漕問屋はなくなり、旅館も数軒を残すのみとなっているが、現在も、谷屋呉服店などの店舗や、飯田本家などの酒造蔵が営業を続けている。

黒部川西岸側にある須賀神社で、毎年7月中旬頃の三日間行われる祇園祭は、小見川の町並みで大きな活況を見せており、神輿渡御に加えて、氏子6町内の屋台が曳き廻されるなど、江戸時代からの祭礼の様相を今に伝えている。



大橋のたもとのダシ



ちば醤油・旧日本社店舗



飯田本家 店舗



大根塚・八日市場の神輿（中央大橋）



小見川 祇園祭

2-4. 香取神宮信仰と式年神幸祭に見る歴史的風致

(1) 香取神宮信仰

香取神宮は古来より下総国一宮として、広く崇敬を集めてきた古社である。市内を西から東へ流れる利根川の南側、香取地区にあり、「亀甲山」と呼ばれる台地上に鎮座している。香取神宮では、御田植祭や神幸祭など6件の大祭や元始祭や大饗祭など10件の中祭など、各種祭礼が年間通して執行されている。普段から多くの観光客の参拝で賑わう香取神宮ではあるが、これらの大祭などには、さらに多くの見物客が集まり、境内は賑わいを見せる。



香取神宮境内

(2) 香取神宮式年神幸祭

香取神宮で12年に一度、午年に斎行される式年神幸祭は、年中祭典で行われる神幸祭の延長線上にあるものであるが、式年祭であることからその神幸行列の範囲は拡大し、香取神宮周辺のみならず、西方に4kmほど離れた佐原市街地（本宿地区、新宿地区）まで及び、参加氏子も大規模なものとなっている。



御田植祭・早乙女手代による御田植え

中世鎌倉時代には、式年遷宮大祭としてすでに始まっていたとされる神幸祭は、江戸時代には中断していたものの、明治8年（1875）に改めて復活し今日に及んでいる。香取神宮を象徴する伝統的な祭礼である。香取神宮の式年神幸祭は、行列の範囲である香取神宮周辺や佐原の町並みのみならず広く氏子圏内に影響を及ぼし、その歴史的風致を形成している。



津宮河岸 御座船



式年神幸祭 御還幸

2-5. 側高神社ひげなで祭に見る歴史的風致

側高神社は、香取神宮の第一摂社とされている。摂社とは、本社と縁の深い神を祀った神社で、古来より本社の香取神宮とともに造替がおこなわれている。社伝によれば創建は香取神宮と同じ神武天皇18年といわれる。祭神は、昔から神秘あるいは側高大神とするが、天日鷲命あめのひわしのみことを祀り、あるいは武甕槌神たけみかづちのみこと、経津主神ふつぬしのみこと、天児屋根命あめのこやねのみこと、姫神ひめがみを祀ったとも言われる。

側高神社のひげなで祭は、氏子による当番引継ぎ行事である。当番を含めて地区の氏子の多くが参加する行事で、その範囲は大倉地区全体に広がるものである。その当番も側高神社の別当寺であった千手院の守護神である毘沙門天の田を維持管理するためのものであった。祭りに供する神饌も土地でとれる産物を用いることとなっており、今でも当番は地元からこれらを調達することを基本としている。このように古くからのしきたりを守りながらもひげなで祭は守り伝えられてきており、また、ひげなで祭の終了後には、多くの参加者、見物客が竹串のサカナを手有家路につく光景が見られるなど、良好な歴史的風致を形成している。



側高神社本殿



祭当番（左）・請当番（右）



髭をなでる祭当番



竹串のサカナを持ち帰る見物客



竹串のサカナ

2-6. 山倉大神の鮭祭りに見る歴史的風致

山倉大神の創建は弘仁2年(811)辛卯の霜月初卯の日で、この地方に疫病が流行した際に、祭神を勧請したとされる。現在の主祭神は、たかみむすびのおおかみ高皇産霊大神、配祀神はたけはやすさのおのみこと建速須佐男尊、おおくにぬしのみこと大国主尊となっている。明治以前までは、当地の山倉山観福寺が別当を務め、本尊である大六天王が本地仏として祀られていたことから、「山倉大六天」などとして知られていた。山倉大神を称するのは明治



式年神幸祭 御還幸

3年(1870)からで、廃仏毀釈により大六天王が観福寺に遷座された後となる。その他、いずれも明治以降のものであるが、社務所(明治期)、額殿(明治42年)、神楽殿(大正3年)、神輿殿(昭和初期)、なおらいじよ直会所(昭和期)などの建造物が境内に配置されている。

山倉大神の鮭祭りは、弘仁2年(811)辛卯の霜月初卯の日という山倉大神の創建にも係わる祭礼であり、かつては旧暦霜月初卯の日に鮭を奉獻したことから「初卯祭」とも称している。その鮭は、当地区が支流の水源地であり、九十九里平野から太平洋へ注ぐ栗山川を遡上したものである。鮭の太平洋側での遡上は栗山川が南限とも言われており、期せずして、それがよく表われている祭礼であるといえる。

山倉大神の鮭祭りは、地域としての自然的な要因を持ちながら、長く地区民により受け継がれてきたことから、今もその歴史的風致が守られてきている。



護符の奉製



御仮屋 三種の神饌



鮭奉納の行列



山車

2-7. 十二座神楽に見る歴史的風致

現在、香取市域で奉納されている6つの十二座神楽は、江戸時代の中頃から明治中期にかけて、各地区で始まり、戦時中あるいは戦後の後継者不足による存続の危機を乗り越えて今日まで継承されてきたものである。

その分布は、香取市域の東側、合併前の旧小見川町、旧山田町に限られている。それぞれを比較すると、各所の演目数や名称、稚児舞披露の有無など、違いがある。しかしながら、全体の演目としては、12演目13神を基本として構成されていること、猿田彦命に始まり、スサノオノミコトのメ切で終わること、面と衣装により神に扮し、所定の採り物を持ちながら、謡い口上を述べること、また、囃子方の演奏により舞うことなど、多くの共通点も見いだせる。こういった共通項が当地の十二座神楽の基本的な型であり、伝えられた時期や場所などにより、徐々にアレンジが加わってきたものと推測される。



演目は猿田彦命から始まる(木内大神)



途中の演目で餅などを投げることも(境宮神社)



恵比寿が持つ鯛に集まる観衆(稲葉山神社)



餅・菓子撒き(愛宕神社)



稚児舞の奉納(八重垣神社)



スサノオノミコトのメ切で終る(山倉大神)

2-8. 獅子神楽・獅子舞に見る歴史的風致

二人立ちの獅子神楽は、ここで取り上げる6件のほか、与倉地区、片野地区、堀之内地区、牧野地区、休止中の高萩地区などを加えると、市域の中央部及び西部において佐原地区や栗源地区に広く分布している。いずれも各地区の鎮守などに奉納されるものであるが、その演目は布舞、剣の舞、幣束の舞、鈴の舞など舞いを基本としている。これに余興芸も加わることもあるが、奉納する場面や状況などに応じた組み合わせにより上演される。



新市場の神楽



本矢作区の神楽



浅黄の神楽



返田の獅子神楽



下小野神楽



大崎の大和神楽

一方、獅子舞（三匹獅子）としては、多田地区と返田地区の他に、玉造・新寺地区、津宮地区、佐原八日市場地区、一ノ分目地区などで残されているが、その分布は上記の獅子神楽よりも狭く、市域中央部から北側、利根川南岸域にかけての範囲となる。

いずれの神楽も氏子などにより地区の鎮守の祭礼で奉納されるもので、普段は静かな境内も、この日は神楽のお囃子と集まった人々で賑わう風景が見られ、今にその歴史的風致が受け継がれている。



多田の獅子舞



返田の獅子舞

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保存と活用に関する課題

- ・未指定の歴史的建造物に対しては十分な対応ができていない。
- ・耐震性や防火体制が十分でない建造物もある。
- ・歴史的建造物の維持・修理には通常の建造物に比べ多額の費用がかかる傾向があり、所有者の負担が大きい。

(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備に関する課題

- ・歴史的建造物の周辺において、景観を損ねる建築物や工作物が残存し、それらは今後の建造物の老朽化、空き家や空き地の増加が見込まれる。
- ・交通量の多い香取街道沿い等はいまだに電線や電柱が残っている。
- ・町並み観光に来る車に対しての駐車場が不足している。
- ・佐原駅から観光地までのルート案内が十分とは言えない。

(3) 伝統的な祭礼行事の保存と継承に関する課題

- ・佐原の山車行事において、近年では多額の費用を要する大規模修繕等が必要な町内が増えてきている。
- ・伝統的な祭礼行事は、人口減少や少子高齢化による担い手不足、地域行事に参加する世帯の減少、祭礼や行事の運営費用の捻出、用具修理の人材確保など、各町内や団体での維持存続が難しくなっている。
- ・十二座神楽や獅子神楽等の伝統芸能に関しても、用具や衣装が老朽化しながらも新調が困難だったり、演目や日程を減らして行っていたりもする。
- ・祭礼の次第や技術の記録等が十分に行われているとは言えない。

(4) 歴史文化資産の調査と情報発信に関する課題

- ・未指定の文化財を含めた、文化財の総合的な活用が求められているが、それに対応する保存活用計画は策定されていない。
- ・旧市町が設置した文化財の説明板や案内表示などが統一しきれていない。
- ・近年では香取市を訪れる観光客は、国内外問わずインターネットで情報収集を行って来訪することが多いが、まだ十分に対応できていない。

2. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物や歴史的町並みの保存と活用に関する方針

- ・未指定の歴史的建造物は、必要に応じ、指定文化財、登録有形文化財もしくは伝統的建造物群保存地区建造物に指定等を行い、適切な保存と活用を図る。
- ・今後改修等を行う際は、耐震性が十分でない建造物の耐震補強等も重視して実施する。
- ・損傷が進行している建造物は、所有者に修理への支援策を示しながら負担の軽減を図り、周辺住民等との協働で維持管理や活用していく方策を検討する。

(2) 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備に関する方針

- ・既存計画との整合を図りながら、伝統的建造物群保存地区内の外観修景等や空き家の活用、電線の地中化を進めていく。
- ・慢性的に不足している駐車場やトイレの設置、公園の整備などを検討し、計画的な整備を実施する。
- ・佐原駅から来る観光客がスムーズに目的地にたどり着けるよう、案内板等の情報提供や歩道の確保を図る。

(3) 伝統的な祭礼行事の保存と継承に関する方針

- ・佐原の山車行事については、香取市教育委員会が事務局の役割を担い、山車を保持する町内の山車や用具の修理・保存のため適切な助言を行う。
- ・祭礼行事で使用する用具等が老朽化し、保存や更新が難しくなっている状況に対し、保存修理や更新のための各種の支援策で所有者負担の軽減を図る。
- ・専門的技術が求められる祭礼行事で使用する用具の修理等を担える人材を育成し、今後も現在の体制を維持向上できるよう努めていく。
- ・山車や山車蔵の構造のほか、囃子を奏でる下座連、祭礼の構成などの研究を行い、今後の適切な保存と活用のために資料や知見を蓄積していく。

(4) 歴史文化資産の調査と情報発信に関する方針

- ・香取市の文化財の保存活用計画の策定を今後実施していく。
- ・旧市町からの案内板などを順次統一的なデザインに更新していくと共に、最新の知見を反映させていく。
- ・香取市ウェブサイトの充実、各種ツールに対応した情報発信も行っていく。

第4章 重点区域の位置及び区域

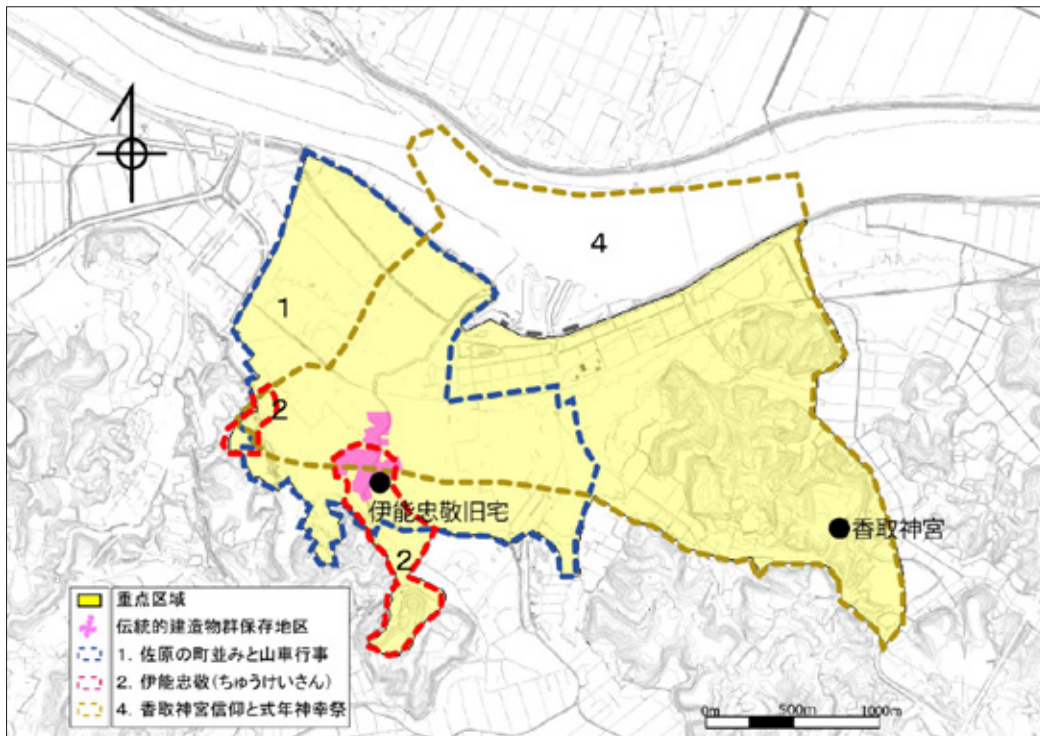
1. 重点区域の位置及び区域

重点地区の範囲としては、まず、佐原地区は、平成8年（1996）に重要伝統的建造物群保存地区に選定された香取市佐原伝統的建造物群保存地区（7.1ha）及び景観形成地区を中心に歴史的町並みを残す佐原の中心市街地と、そこで行われる本宿祇園祭礼、新宿諏訪大祭で山車が曳き廻される範囲と山車を持つ町内の範囲を設定する。また、伊能忠敬銅像が所在する佐原公園、佐原の旧家の菩提寺で、伊能忠敬の墓所も所在する牧野・観福寺を包括する範囲とする。

一方、香取地区は、香取神宮の境内地を中心に、年中祭典として行われる、御田植祭の斎田や、神幸祭での御駐輦祭が齋行される参道入口駐車場を含む範囲に加え、12年に一度の式年神幸祭で御座船が出発する津宮河岸を含む範囲とし、これに式年神幸祭の往路である、津宮河岸から佐原にかけての利根川南岸と、復路である佐原から香取神宮へ延びる香取街道（県道香取津宮線）沿いに囲まれた範囲を加える。

その境界は、おおむね北は津宮から佐原にかけての利根川右岸堤防、西は両総用水境や佐原公園、南は観福寺南側周辺道路から市道仁井宿与倉線・県道佐原山田線、東は県道香取津宮線から津宮河岸までとなる。

名 称：佐原・香取地区 面 積：621ha



重点区域と歴史的風致地区

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 香取市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

- ・文化財保護法等に基づき、適切な保存や管理等の措置を講じていく。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な方針

- ・修繕を行う際は、専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施し、補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努める。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

- ・案内看板の設置にあたっては、香取市として統一した内容、海外観光客にも配慮した看板の設置を行っていくことが求められる。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

- ・香取市佐原伝統的建造物群保存地区内の修景、電線の地中化などについて、文化財及び周辺環境との調和に配慮した上、所有者等と協議して実施する。

(5) 文化財の防災に関する方針

- ・文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクを軽減することが重要である。
- ・美術工芸品などの有形文化財は、盗難に遭わないよう防犯設備装置を推奨するとともに、所有者の防犯に対する意識向上を図る。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

- ・市民に向けては、香取市広報やイベント・講座の開催などを通じて、文化財への認識の向上を図る。
- ・市外の人々に向けては、インターネット上の観光情報を充実させるとともに、各種 SNS に対応した情報発信を行うことで、国内外にアピールする。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際の届出の義務を周知するとともに、該当する場合は開発事業者との事前調整を経て、試掘・確認調査を実施して現状把握を行い、その調査結果をもとに、適切な保護や保存措置を講じていく。

(8) 教育委員会の体制に関わる方針

- ・香取市文化財保護審議会をはじめ、関係部局と連携・調整を図る。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

- ・地域において文化財の保存、管理及び活用に取り組んでいる団体と連携をとることが重要である。

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

- ・佐原伝統的建造物群保存地区保存計画ほか関係法令に基づき、保存・活用を図っている。今後、保存活用計画を策定し、未指定文化財を含めた活用を目指す。

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

- ・香取市佐原伝統的建造物群保存地区内においては毎年計画的に、修理が必要な建造物の修理を実施している。
- ・県指定文化財の三菱銀行佐原支店旧本館については、耐震補強工事を実施する。
- ・佐原の山車行事に欠かせない、山車についても専門家の指導に基づき修理や整備、記録・保存を行う。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

- ・国宝の伊能忠敬関係資料について、優先順位をつけて保存修理事業を進めていく。
- ・佐原駅と香取市佐原伝統的建造物群保存地区の間に観光交流センター機能などを有する複合公共施設を整備し、駅から町並みへの観光ルートを整備するほか、佐原の歴史の情報発信の拠点とする。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

- ・電線の地中化を小野川と交差する街道沿いで実施するほか、観光客が足を止めることができる公園の整備、町並みを形成する建造物の調査や空き家の活用を進める。
- ・佐原地区には山車を格納する山車蔵が多く所在する。これらの調査を実施し、より良い山車の保存方法を検討していく。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

- ・盗難等の防止のための見回りや防災点検、住民への啓発活動を実施し、文化財の防犯・防火に対する意識の向上を図るように努める。
- ・県と連携し、文化財に対する市民の防災意識と愛護精神の維持向上を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動や防火訓練を実施する。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

- ・市内の文化財マップを作成・公開し、文化財の普及・啓発の一助とする。
- ・市内小学生および校外学習で市内を訪問する小学生に向けて、学習ガイドマップを配布する事業を継続して実施する。
- ・文化財説明看板の設置や市民向け講座は今後も実施し、普及や啓発を進めていく。

- ・日本遺産認定のストーリーである「北総四都市江戸紀行」についても、市内外に発信するための各種 PR を実施する。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う際や、それ以外の場所において埋蔵文化財が発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより適切な対応を図る。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

- ・各団体の活動に対して継続的な活動が行えるよう各種支援を行うとともに、団体間での交流や情報交換ができる機会を提供する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備

又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画においては、「歴史的建造物や歴史的町並みの保存と活用」、「歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備」、「伝統的な祭礼行事の継承と記録」、「歴史文化資産の調査と情報発信」の4つの方針に基づき、歴史的風致の維持向上を図る。特に重点区域内において、歴史的風致の維持向上施設の整備と管理についての各種事業を進めていく。対象となる事業は、歴史的風致を構成し、かつその維持向上に寄与するものとする。

整備にあたっては、施設やその周辺の歴史的景観、地域住民の活動状況などとの調和を図りながら進める。特に文化財に指定されている場合は、関係法令を遵守しつつ、文化財の価値を損なうことなくその価値を維持向上できるよう、関係機関と協議の上で実施する。

管理にあたっては、国、県及び市の関係部局が相互に連携し、適切な役割分担のもとで、今後も適切に維持管理を行うとともに、文化財保護法のほか、各種法令に基づいた維持管理を確実に進める。

上記の基本的な考え方にに基づき、歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業を推進する。計画期間内に実施する事業は次のとおりである。

2. 歴史的風致維持向上に資する事業

ア 歴史的建造物や歴史的町並みの保存と活用のための事業

- ①三菱銀行佐原支店旧本館保存修理事業
- ②香取市佐原伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ③歴史的風致形成建造物等調査事業
- ④歴史的建造物活用推進事業

イ 歴史的建造物や歴史的町並みと調和する周辺環境の整備のための事業

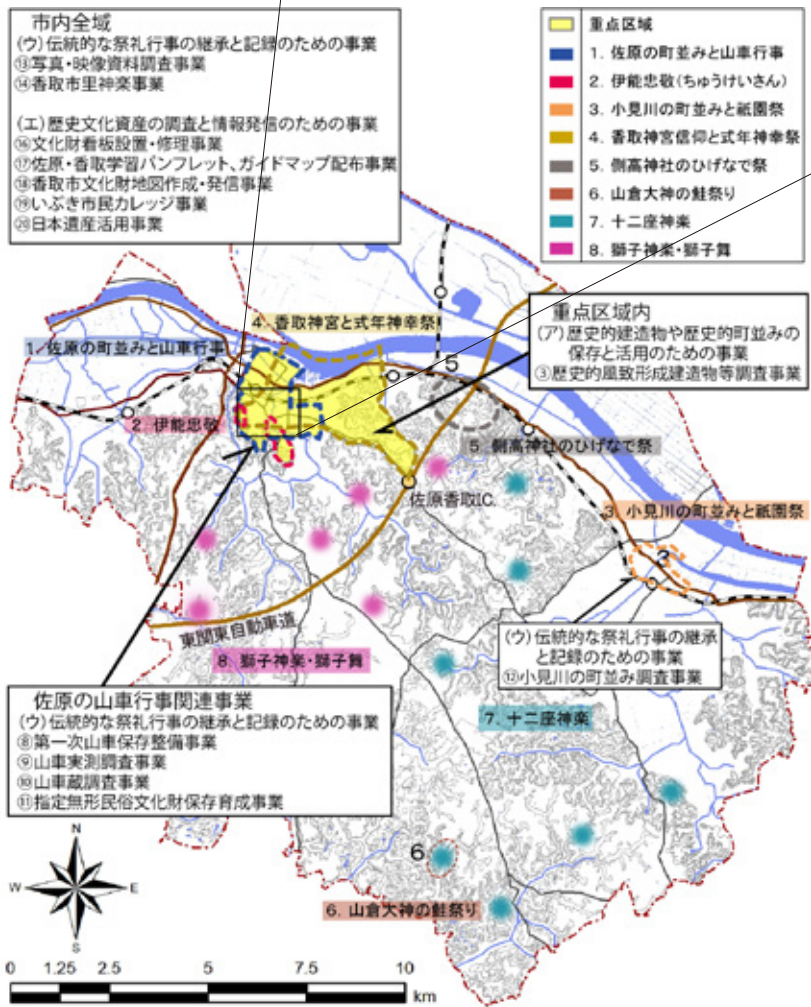
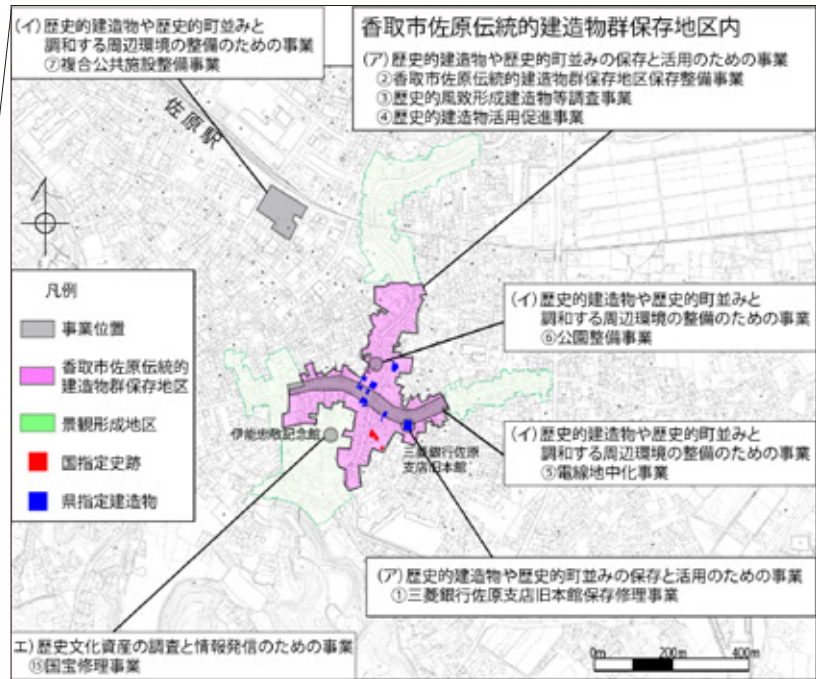
- ⑤電線地中化事業
- ⑥公園整備事業
- ⑦複合公共施設整備事業

ウ 伝統的な祭礼行事の継承と記録のための事業

- ⑧第一次山車保存整備事業
- ⑨山車実測調査事業
- ⑩山車蔵調査事業
- ⑪指定無形民俗文化財保存育成事業
- ⑫小見川の町並み調査事業
- ⑬写真・映像資料調査事業
- ⑭香取市里神楽事業

エ 歴史文化資産の調査と情報発信のための事業

- ⑮国宝修理事業
- ⑯文化財看板設置・修理事業
- ⑰佐原・香取学習パンフレット、ガイドマップ配布事業
- ⑱香取市文化財地図作成・発信事業
- ⑲いぶき市民カレッジ事業
- ⑳日本遺産活用事業



香取市内の事業位置図と拡大図

第7章 歴史的風致形成建造物の指定に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

香取市の歴史的風致を形成する建造物のうち、重点区域において歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物等を歴史まちづくり法第12条第1項に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定する。

これにより、指定・登録文化財以外の建造物の保存・活用を推進する。

(2) 指定対象

指定の対象となる建造物は、次のいずれかに該当するものとする。

- ①文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ②千葉県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③香取市文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④香取市佐原地区歴史的景観条例に基づく景観形成指定建築物等
- ⑤香取市の歴史的風致の向上を図る上で重要な建造物で市長が認めたもの

(3) 指定基準

概ね築50年を経過しており、次のいずれかに該当する建造物とする。

- ①建造物の形態または技術上の工夫が優れている建造物
- ②地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③町並みの構成要素として重要な建造物
- ④地域の歴史的景観に寄与する重要な建造物

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物については、所有者による維持・管理を基本とし、その保全に支障を来さないよう、適切に管理する必要がある。

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や千葉県文化財保護条例、香取市文化財保護条例に基づいて指定等がされている建造物については、当該法・条例に基づき維持・管理を行い、それ以外の建造物は、周囲の景観への影響や建築物の特性や価値を考慮して維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物の積極的な公開・活用を図ることとし、公開にあたっては、所有者の生活に支障を来さないよう配慮し、毀損の防止に留意しつつ、市民や観光客への周知に努める。

(2) 個別の事項

① 県指定文化財及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物

県及び市指定文化財については、県及び市の文化財保護条例に基づき、現状変更の制限がなされており、許可制度により保護を図る。修理については、建造物の外観及び内部とも、現状保存又は各種調査に基づく修復・復原を基本とする。民間所有の建造物は、補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、修理等を実施する。

② 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

登録有形文化財については、文化財保護法に基づき、現状変更の届出が定められており、適切に維持・管理を行う。これらの建造物の維持・管理は、外観を主対象に、調査に基づく修復・復原を基本とする。また、建造物の内部において歴史的価値の高いものは、補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて、修理等を実施する。

③ その他の歴史的風致形成建造物

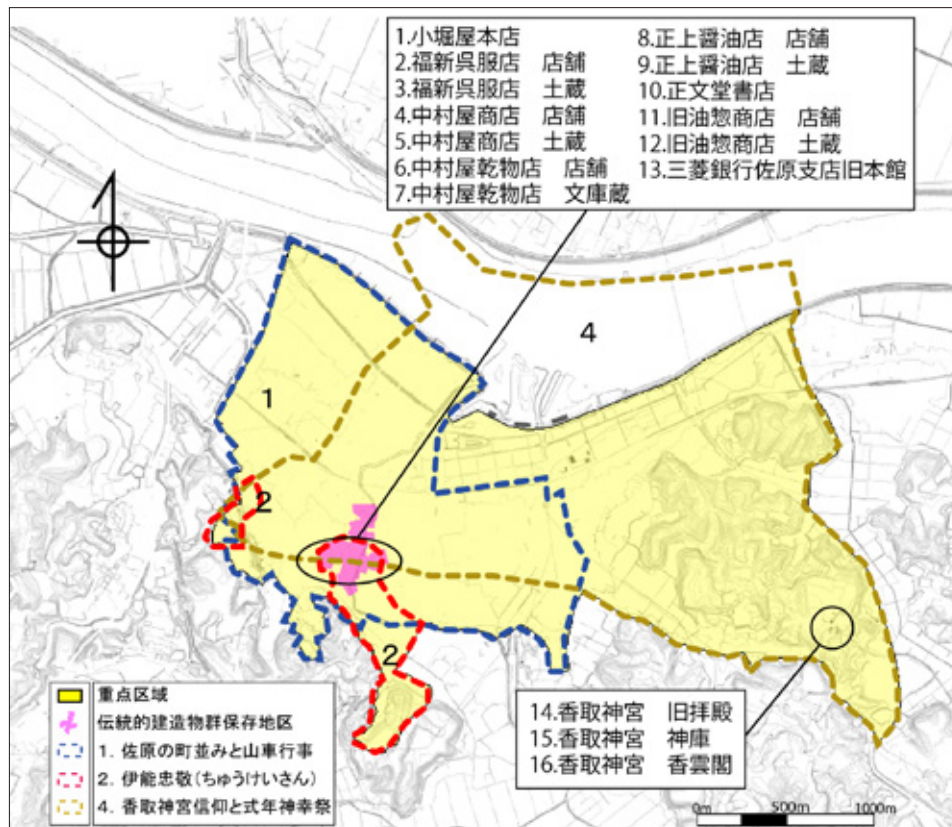
歴史的風致形成建造物のうち、指定文化財等ではない建造物について、建造物の外観を主対象に、現状の維持及び保護を基本とする。民間が所有する建造物の修理は、補助制度等を活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会や専門の有識者等による必要な技術的指導を踏まえて実施する。なお、計画期間後も建造物の保存を図るため、市指定文化財等への指定、もしくは登録有形文化財として登録するよう努める。

3. 歴史的風致形成建造物候補一覧

香取市の歴史的風致形成建造物候補は次頁のとおりである。位置は図のとおりで、香取市佐原伝統的建造物群保存地区と香取神宮周辺に集中する。

No.	名称	所在地	建築年	備考	歴史的風致地区
1	小堀屋本店	佐原イ	明治23年(1890)	県指定文化財	2-1
2	福新呉服店 店舗	佐原イ	明治28年(1895)	県指定文化財	2-1
3	福新呉服店 土蔵	佐原イ	明治初期	県指定文化財	2-1
4	中村屋商店 店舗	佐原イ	江戸末から明治初期	県指定文化財	2-1
5	中村屋商店 土蔵	佐原イ	明治25年(1892)頃	県指定文化財	2-1
6	中村屋乾物店 店舗	佐原イ	明治25年(1892)頃	県指定文化財	2-1
7	中村屋乾物店 文庫蔵	佐原イ	明治18年(1885)	県指定文化財	2-1
8	正上醤油店 店舗	佐原イ	天保3年(1832)	県指定文化財	2-1
9	正上醤油店 土蔵	佐原イ	明治初期	県指定文化財	2-1
10	正文堂書店	佐原イ	明治13年(1880)	県指定文化財	2-1
11	旧油惣商店 店舗	佐原イ	明治33年(1900)	県指定文化財	2-1
12	旧油惣商店 土蔵	佐原イ	寛政10年(1798)	県指定文化財	2-1
13	三菱銀行佐原支店旧本館	佐原イ	大正3年(1914)	県指定文化財	2-1
14	香取神宮 旧拝殿	香取	元禄13年(1700)	県指定文化財	2-4
15	香取神宮 神庫	香取	明治42年(1909)	市指定文化財	2-4
16	香取神宮 香雲閣	香取	明治33年(1900)	国登録有形文化財	2-4

歴史的風致形成建造物候補一覧



歴史的風致形成建造物候補位置図



香取市歴史の風致維持向上計画

平成 31 年 3 月

発 行：千葉県香取市

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127

編 集：教育部生涯学習課

TEL：0478-50-1224 FAX：0478-54-5550

MAIL：bunkazai@city.katori.lg.jp

建設水道部都市整備課

TEL：0478-50-1214 FAX：0478-54-7654

MAIL：toshi2@city.katori.lg.jp